



5つの
結婚支援♡



南部町での 新婚生活を 応援します！

①南部町オリジナル 結婚記念証

町内で婚姻の届出をした場合に、新夫婦の新しい門出をお祝いして、「南部町オリジナル結婚記念証」を交付します。

②結婚新生活引越 支援金支給事業

結婚に伴い支払った引越費用(引越業者等に支払った引越費用)を、**上限最大30～60万円**支給します。

詳細をチェック☞



③子育て世代等(新婚世帯) 応援定住促進奨励金

町内の民間賃貸住宅に移住する新婚、子育て世帯に対し、家賃の一部を助成します。

詳細をチェック☞



④定住促進住まいづくり 応援奨励金

町内に住宅を新築または購入された方に対し、南部町定住促進住まいづくり応援奨励金を交付します。

詳細をチェック☞



⑤移住支援金

東京圏から南部町へ移住し、補助要件を満たす方に対して、移住支援金を交付します。

- ・単身での移住：60万円
- ・世帯での移住：100万円～

詳細をチェック☞



そのほかの事業についてもご案内しています。
☞詳しくは「南部町で里山暮らし」のHPをご覧ください

※①～⑤の事業について対象要件など詳しくは裏面をご覧ください。

南部町で里山暮らしHP☞



事業名	事業内容	対象要件
<p>①結婚記念証交付</p> <p>[担当課] 町民生活課 ☎0859-66-3114</p>	<p>町内で婚姻の届出をした場合に、新夫婦の新しい門出をお祝いで「南部町オリジナル結婚記念証」を交付します。</p>	<p>令和2年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、婚姻届を提出した日から1月以内に申請した方</p>
<p>②結婚新生活引越支援金支給事業</p> <p>[担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113</p>	<p>新婚世帯を対象とし、引越費用を1世帯あたり最大30～60万円支給します。 [支給対象経費] 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、引越業者又は運送業者に支払った引越費用(1世帯1回のみ)</p> <p><対象外>レンタカー等により自分で引越した費用、友人等に頼んで引越した費用、不用品の処分費用等</p>	<p>令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した新婚世帯で、以下の要件全てを満たす方</p> <p>①南部町内に新居があること ②夫婦ともに町内に住所を有すること ③過去1年間における夫婦の所得の合計が500万円未満であること ④婚姻日の年齢が夫婦いずれも満39歳以下であること ⑤町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと ⑥以前に当該支援金を受けていないこと</p>
<p>③子育て世代等(新婚世帯)応援定住促進奨励金</p> <p>[担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113</p>	<p>新婚世帯や子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図るため、賃貸住宅の賃借を行う若者等の世帯に対し、奨励金を交付します。</p> <p>[奨励金の額] (1)入居奨励金(初年度のみ)として家賃1ヶ月分(限度額5万円) (2)家賃の一部として家賃奨励金1万円×最大24ヶ月間 ※家賃から住宅手当等を引いた金額が3万円以上の場合、家賃奨励金1万円/月</p>	<p>新婚又は子育て世帯で、以下の要件全てを満たす方</p> <p>①申請日において町内に住所を有する方 ②平成27年4月1日以後に民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結している方 ③民間賃貸住宅に6か月以上居住する予定がある方 ④交付を受けようとする方及び、同居の家族が、町税等を滞納していない方 ⑤当該賃貸住宅の家賃の滞納がない方 ⑥以前に当該補助事業の助成を受けていない方 ※「新婚世帯」とは…申請日現在において、夫婦のいずれか一方が50歳以下である婚姻後5年を経過していない世帯(再婚を含む)。 「子育て世帯」とは…申請日現在において、中学生以下(申請日の属する年度の末日において満15歳以下)の子どもを扶養している世帯</p>
<p>④定住促進住まいづくり応援奨励金</p> <p>[担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113</p>	<p>町内に住宅を新築または購入された方に対し、要件を満たす場合に1世帯当たり30万円を交付します。さらに、申請日において扶養している子ども(年度末時点で満15歳以下)がいる世帯には、子ども1人につき10万円を加算します(加算は2人まで)。 ※3親等内の親族から購入した住宅は対象外です。 ※取得費用が50万円以上の住宅に限ります。 ※申請は、住宅を取得した日から3年以内に行う必要があります。</p>	<p>・住宅を新築または購入された方で、次の全てに該当し、交付を受けようとする方 ・以下の要件全てを満たす方</p> <p>①新たに町内に住宅を取得し、町内に住所を有する方 ②申請日において、町税その他町に納付すべき料金の滞納がない方 ③暴力団等に所属していない方 ④南部町定住促進奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付を受けたことがない方、または奨励金を受けた方が所有する住宅の共有名義人でない方 ※住宅が共有名義人の場合は、共有者のうちいずれか1人が対象となります。</p>
<p>⑤移住支援金</p> <p>[担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113</p>	<p>東京圏から南部町へ移住し、要件を満たす方に、移住支援金(世帯：100万円～/単身：60万円)を交付します。</p>	<p>東京圏から本町へ移住し、就業又は起業した方 ※各種条件がございますので右のQRコードからご確認ください。 (南部町HPへ遷移します。)</p> 